

Asian Forum 2008

“Environmental Issues and Solutions
towards Asia’s Responsibilities”



2nd-9th, August, 2008

Bangkok, Thailand

ALSA Japan 参加報告書



目次

. はじめに	p.2
. 開催概要	p.3
. 運営プログラム	
1. 開会式・基調講演	p.5
2. Governing Council Meeting	p.7
3. Academic Activity Coordinator Meeting	p.11
4. Environmental Project	p.13
5. General Assembly	p.15
6. Press Conference	p.18
. 学術プログラム	
1. Table Discussion	p.19
2. Table Rotation	p.35
3. シンポジウム	p.36
4. Legal Quiz	p.38
5. Academic Visit	p.39
6. Environmental Field Trip	p.40
. 交流・観光プログラム	
1. Welcome Party	p.42
2. Cultural Night	p.43
3. Cultural trip	p.45
4. Farewell Party	p.47
. ALSA Japan 参加者一覧	p.49
. 編集後記	p.50

．はじめに

ALSA が東・東南アジアに広がる現体制の下で開かれてきた Asian Forum(AF)も今年で 5 回目を迎えました。全体を統括する International Board や主催を務める National Chapter の堅実で活発な取り組みのおかげで、最高峰の活動である AF は着実に進化しながら ALSA に対して常に大きな役割を果たしてきてくれました。

一年に一度開催される AF は、ALSA International 年間政策活動の集大成、ALSA 全体の意思決定や IB 選挙など政局の動向に大きく左右する最重要企画です。参加者はまた、この機会に ALSA 最大規模を誇る学術・文化活動にアジアの同志たちと取り組むことができます。今年度の AF は ALSA Thailand 主催の下で開催され、ALSA 全体の学術方針であった「環境」がテーマに反映されました。経済発展を優先する諸国が多いアジアの中で、「環境」はその意識や対策が比較的に行っている日本が主導権を握りアジア他国を牽引すべき分野の一つです。ALSA Japan 参加者の皆さんはしっかりとその役目を果たすことはできたでしょうか。私たちは、普遍的である法の理念は共通に依拠しつつも、多様に異なる法体系や社会制度の下で培われた偏狭な考えや価値観を、国際交流を通して互いにぶつけ合い理解し合うことが求められます。とりわけアジアにおける国際的な人的交流の価値は、私たちの活動基盤であるアジアの多様性ゆえに、とても大きいと感じています。アジアの法学生としての素養を身に付けてもらい、国際社会とりわけアジア社会で将来活躍してくれる人材を輩出することは ALSA の使命の一つと確信しています。

今年度は Environmental Project の実施、オーストラリア法学生協会との合併最終協議、International Board 増員など大きな変化がありました。ALSA は野心に満ちた素敵な学生たちの手によって創出される有機的な組織であることをつくづく感じます。ALSA が近い将来アジアの法曹界に欠かせない存在になることを夢見ながら結びといたします。

ALSA Japan 参加団代表
中央大学法学部 3 年 星子敬生

．開催概要

1. 実施期間

2008年8月2日～8月9日

2. 開催場所

バンコク（タイ）

3. 宿泊先

Chaophya Park Hotel

4. 参加人数

ALSA 全体：約 180 名

ALSA Japan 参加者：22 名

5. 企画内容



	午前	午後	夜
8/2		到着	
8/3	開会式・基調講演	Table Discussion 1	Welcome Party
8/4	Table Discussion 2	Table Discussion 3	Legal Quiz
8/5	Academic Visit	シンポジウム	Dinner
8/6	Table Rotation	General Assembly/Press Conference	Cultural Night
8/7		Environmental Field Trip	Free time
8/8	Cultural Trip	Cultural Trip	Farewell Party
8/9	帰国		



* 参考：ALSA 略称解説（アルファベット順）

- AAC (M): Academic Activity Coordinator (Meeting)

IB AAC と NC AAC によって構成される ALSA International 学術活動に関する審議会。

- AC: Asian Conference

毎年一度 1、2 月に開催される AF と並ぶ ALSA 全体の国際企画。模擬裁判やディベート等の学術コンペティションが主な交流活動とされる。

- AF: Asian Forum

毎年一度 8 月に開催される ALSA 全体の国際企画。総会や学術議論が行われる。

- EP: Environmental Project

2007-2008 年 IB による政策活動。加盟国が其々環境問題に取り組み AF2008 にてその活動成果を発表した。

- GA: General Assembly

ALSA International の総会。GCM やその他会議で提出された諸議題の最終議決、IB の活動報告や選挙が実施される。

- GC (M): Governing Council (Meeting)

IB と NC 代表者によって構成される ALSA International の運営会議。

- IB: International Board

ALSA International の運営役員。IB は、President, Vice-President, Secretary General, Treasurer, Public Relations Coordinator, Academic Activity Coordinator の 6 名で構成される。

- LC: Local Chapter

ALSA 加盟大学を指す概念であり、NC を構成する。

- LR: Law Review

ALSA International の学術論文。各 NC がテーマについての自国の法制度・抱える問題などを論文にまとめる。08 年度のテーマは「Child Abuse」だった。

- NB: National Board

NC の運営役員。ALSA Japan の NB は、代表・事務総長・財務統括・副代表広報担当・副代表学術活動担当・副代表実務研修活動担当の 6 名で構成される。

- NC: National Chapter

ALSA 加盟国・地域を指す概念であり、ALSA International を構成する。

- TD: Table Discussion

分科会。

．運営プログラム

1. 開会式・基調講演

早稲田大学法学部 3年 高橋郁

I. 日時・場所

日時：2008年8月3日 9:00～12:00

場所：Chaophya Park Hotel

式次第

1. 開会の挨拶
2. 式辞：ALSA International 代表 Nat Boonjunwetvat
3. 式辞：Kittipong Kittayarak 法務省事務次官
4. 式辞：Vivit Muntarbhorn チュラロンコン大学法学部教授
5. 式辞：Australian Law Students' Association 顧問 Poom Moolisilpa 博士
6. 式辞：実行委員会委員長 Nutta Vasantsingh
7. Keynote address :Enviromental law and Sustainable Development in Asia

II. 趣旨

公式な歓迎の辞と、開会宣言が行われた。また、チュラロンコン大学 Vivit Muntarbhorn 教授の、Asian Forum 2008 のテーマ「環境問題」にちなんだ講演を拝聴し、これにより、環境問題への理解を深め、テーブルディスカッションへと繋ぐ。

III. 基調講演者

Vivit Muntarbhorn 教授

チュラロンコン大学法学部教授

オックスフォード大学 学術修士・民法学士号

1990～1994 年度 児童売買・児童買春・児童ポルノ 国連特別報告官

2005 年度 北朝鮮人権状態特別報告官

UNESCO Prize for Human Rights Education 2004 受賞

IV. 内容

基調講演テーマ “Enviromental law and Human Rights”

環境問題と人権に関する条約や各国法、基本原則などに触れた後に環境と人権の関連、すなわち、環境権についての現状を説明。最後に私達が一般市民として、学生として、将来の法曹として何ができるのか、という講演をいただいた。

V. 感想

国際的に環境問題への取り組みが活発化している昨今ではあるが、「環境権」という権利は国際・日本ともに認められていない。しかしながら、環境問題と人権は切っても切れない関係にある。今回私が興味を持ったのは、環境権が認められていなくとも、人権に基づいてどのように環境にアプローチしていけるのかという点である。例えば、環境に影響を及ぼす公共事業やそれに準ずる物に対して公聴会を開くことを求めるなどである。環境はダイレクトに人間の生活に絡んでおり、わざわざ環境権という新しい概念を認めなくても人権に当然に内包される権利として存在しているのではないのかと感じた。



2. Governing Council Meeting

中央大学法学部 3 年 星子敬生

I. 日時・場所

日時：8 月 3～4 日

場所：Chaophya Park Hotel

II. 趣旨

Governing Council Meeting とは、Governing Council¹によって開かれる会合である。通例 AF/AC において開かれ、また Online でも適宜開催される。GC は NC の代表者と IB によって構成され、Meeting では IB President が議長となり NC 代表者が権利を行使することができる。GCM での合意事項は、ALSA 全体の最高議決機関である General Assembly にかげられる。

III. 決定事項・内容

i. Environmental Project 活動評価

AC での GCM にて合意され始動した今年度 IB の政策であり、IB がこうした学術的な活動を政策として大きく実行したのは初の試みである。ALSA の Vision や Purpose を反映した EP の目的を再確認後、こうした全ての NC による共同活動を今後とも実施すること自体には一定の賛同を得た。その後 AACM にて AIAP (後述) 並びに従来の活動である LR との兼合いや方向性、そしてテーマ・トピックについて議論を交わしてもらい、最終的には GCM にて ALSA08-09 の年次テーマに *Discrimination* ・年次トピックに *Gender Discrimination* が決定した。前者が AIAP、後者が Law Review と対応する。今回は環境問題に取り組んだために EP と称されたが、今後の同様な政策として「ALSA International Academic Program(AIAP)」という新たな呼称が使われることになる。

ii. Australian Law Students' Association (AusLSA) との枠組み構築

AusLSA の二か国 (Australia と New Zealand) を NC として ALSA に統合する案を検討した。Asia の地理・文化、ALSA の歴史、ALSA の依拠している Vision や Purpose を基に、統合案は却下で、AusLSA とは現状のステータスである Observer という関係を数年間維持することで合意し、MOU (Memorandum of Understanding) を締結した。

¹ *Constitution, Article 5: GOVERNING COUNCIL*

The Governing Council shall be the highest decision-making body of the ALSA after the General Assembly. (Section 1. Authority)

The Governing Council shall be composed of the duly authorized representatives of the National Chapters. (Section 4. Composition)

iii. ALSA Constitution 改正

- ・ IB 職務規定(Article 6)
- ・ IB に External Affairs Coordinator を新設
外部団体や法学生団体、またアジア諸国との連絡調整を果たす。
伴い Public Relations Coordinator はスポンサーシップ・マーケティング活動に専念。
- ・ AF の主催を立候補制にし IB 代表の母国制を撤廃
- ・ Secretariat に関する追加規定 (Article 9)
2006 年 AF から始動され慣習的に行われていた ALSA Secretariat (事務局) の制度を明文化。任期が 5 年間であったが、どの職も引き継ぎが困難極まりないことから、永続的な職務へと変更。Secretariat には、Web Management/ Library/Treasury があり、それぞれ Korea/Indonesia/Japan が初年度である 2006 年から担当している。
- ・ NC の義務を規定(Article 8, Section 2.6, 2.7)
IB と NC のコミュニケーション・連携強化を規定

iv. AF の主催国ローテーション案(ALSA Philippines)

自発性とその時々各国の状況などの点において望ましくないという結論に至った。ただし、AF 主催国の決定も AC 同様に立候補制になった。(一年後の AF、一年半後の AC)

v. Asian Conference 2009 の日程調整(ALSA China)

日程が 2 月 8 日-14 日に決定。

vi. ALSA Alumni 構想の紹介

IB Public Relations Coordinator から卒業生との関係構築・維持が構想されたが、ほとんどの NC が卒業生団体を持たないために、話は進展せずに報告にとどまった。

vii. バングラデシュ法学生の ALSA への参画(Individual Membership)

今回、バングラデシュから 1 名オブザーバーが参加しており、ALSA 参画に意欲を示していた。

viii. Profile Book 完成、スポンサー獲得協力

International レベルでの活動、専ら IB 政策により今後ともより軍資金が必要になってくるために、スポンサー獲得が求められる。そこで、今年度の ALSA 全体の Profile Book を作成。

ix. IB Secretary General より再確認

- ・ ホスト国は、AF/AC 終了後、報告書を作成すること。
Academic report/Coordination report

- ・ IONA (The Internet Online Network of ALSA) 利用方法、活性化

<http://www.alsa-intl.net/>

<http://www.alsa-intl.net/?mid=iona>

x. IB Treasurer より連絡

IB Tax (各国 25 ドル) の回収と各国の財政状況の調査。

xi. 08-09 年度 IB 立候補表明

President	Chris (Thailand) Kyo (Thailand) Gian (Philippines)
Secretary General	Kyo (Thailand)
Treasurer	Gian (Philippines)
Public Relations Coordinator	None
Academic Activity Coordinator	Amy (Korea) Anisa (Indonesia)
External Affairs Coordinator	Chris (Thailand) Anisa (Indonesia) Adilla (Malaysia)

注：President は選任された後 Vice-President を指名することができる。また、立候補者がいない役職も同様である。

IV. 感想

全体的に議題の処理や進行が上手く運び、議論も十分にできたと思う。IB が GCM 運営に尽力してくれたものの、議題の提示が遅かったために GCM に臨む前に国内にて満足のいく審議ができたとは言えない。どんな状況でも、代表として多様な民意を反映できるように、常日頃から構成員の「代表者」という代表職の一つの側面を全うできるよう努めなければならない。自身その点が甘かったと反省すべき。これは、今回で言う AF ホスト立候補という急展開な話に対して賢明な対応と判断ができることとも関連することである。

また、英語による高度な会合に一人で臨むことに対して若干の不安はあったが、議題確認や意思整理といった事前準備を徹底することでほとんどはカバーできた。ただ、もう一人いれば心身面ともにプラスに働きより良い成果につながったであろうことは否めない。

GCメンバーの一員として ALSA 全体の政局に関わることができ少しでも貢献できたことはとても光栄に思う。アジアに跨る素晴らしい同僚に出会えたことに感謝したい。



3. Academic Activity Coordinator Meeting

早稲田大学法学部 3年 佐久間一樹

I. 日時・場所

日時：8月3日 13:00～17:00、8月4日 9:00～17:00

場所：Chaophya Park Hotel

II. 趣旨

全加盟国の Academic Activity Coordinator(学術活動担当)と International Board(国際役員)の Academic Activity Coordinator により、07-08 年度の活動の反省をし、08-09 年度の ALSA の年間テーマおよび ALSA の Academic Activity(学術活動)について話し合うことで、ALSA の Academic Activity に共通の目標を設定し、もって ALSA における Academic Activity の重要性を確認するとともに、ALSA の理念・目的を達成する具体的な手段を Governing Council (役員会議) に対し提案する。

III. 決定事項・内容

- 1 AF2008 で行われた「Legal Quiz Bee (クイズ大会)」の問題作成
- 2 来年度のテーマの審議、Governing Council 承認議題の設定。
- 3 来年度の Law Review (ALSA 論文集) のトピック Law Review のアジェンダの設定。
- 4 その他、昨年度行われた学術企画 (特に昨年初めて行われた Environmental Project、毎年各国が協力して作りあげる Law Review) についての反省・趣旨確認等。

IV. 感想

今回短い時間で実りのある意思決定ができたのは、各国の Academic Activity Coordinator (学術活動担当) の能力の高さによるところ、また ALSA における学術活動の価値観について差異がなかったことが大きかった。ここで、参加した各国の Academic Activity Coordinator の紹介を簡単にしたい。

Melvin (Philippine)

彼は、AF までの間は連絡が十分にとることができなかった。しかし、AF 期間中は議事進行役として私たちの議論を上手にまとめてくれた。

Amy (Korea)

彼女は、錯綜する議論の中でも常に「ALSA で学術活動を行う意義」を意識して活動してくれた。おかげで、目的意識を共有しながらテーマ設定をすることができた。

Christian (Singapore)

彼女は、各国の述べる意見のポイントを的確に把握し、論点を整理してくれた。AAC ミーティングが順調に進めることができたのは彼女のおかげだったと思う。

Nizan (Singapore)

彼は、テーマを選定するときに ALSA の広報的側面、渉外的な側面の視点を考慮してすすめてくれ、おかげで ALSA の年間テーマとしてより適したものを選べたと思う。

Jit (Malaysia)

彼は、私たちの見落とししているポイントを指摘してくれたり、考えるべき問題点を整理してくれたりしてくれた。それによって、議事を円滑に進めることができた。

Ade (Indonesia)

彼女は、LC が強く、IB の提示する活動をトップダウン式に実行することが難しいという問題意識をもっており、その点について全体で問題意識を共有することができた。

Mann(Thailand)

彼女は、アジアにおける ALSA が扱うべき問題に対する知識を幅広く持っており、来年の ALSA のテーマ選定に際し幅広いトピックからテーマを考えることができた。

まず、全体を通しての反省について、Law Review の ALSA 全加盟国が今回提出できなかったことについては、Melvin 含め全員が反省として挙げており、ALSA の活動がそのネットワークを活用した活動をするものの重要性を確認できたことについては良かった。

次に、ALSA の来年の全体テーマ設定について、多くのテーマ・トピックを出し合い、そのなかから ALSA にとって適するテーマを選択することになった。各国の法的問題の現状を互いに簡単に説明しあって、幅広くかつテンポよく議論をすることができた。その議論では、アジアの多様性や問題意識の違いを強く感じる事ができた。その意味で、個人的にとってもおもしろく、かつ濃厚な時間を過ごすことができた。各国固有の差別、罪刑の違い・あり方、表現の自由の現状についての議論は特に有意義な議論ができたと思う。

様々な国にいる ALSA 会員と「理想のアジア」に向けての解決すべき共通の課題について真剣に話し合うことは、とても有意義なことであったと思う。

テーマを設定する過程において各国における「理想の社会」と「現実の問題」の衝突を知ることができ、法の普遍性と同時に法の理念達成の困難さを体感できた。それと同時に、自分の法に対する考え方がより柔軟になったように思う。これは、法を学ぶ学生としても有意義なことであったように感じる。

Academic Activity は、法学生で組織される ALSA にとって核となる活動であり、また難しい問題を多く抱えるアジアにとって考えるべき課題は多い。そのなかで私たち法学生が考えるべきことは何か。それは、社会にある問題の存在を知り、自分の意見を持ち、そして様々な事情・考え方を持つ相手と話し合うことであるように思う。今回の Meeting の結果が、将来の ALSA の活動を充実したものにできれば幸いである。

4. Environmental Project

東京大学教養学部文科一類1年 伊藤実希

I. 日時・場所

日時 2008年8月3・4・6日

場所 Chaophya Park Hotel

II. 趣旨

Environmental Project, 略してEPでは、「環境問題」という大きなテーマを設定し、そこから各国が自分の国で問題となっている具体的な事例について調べることが義務付けられている。調べ方としては二つ方法がある。ひとつはConcrete Project,そしてもうひとつはLegal Reviewだ。前者は各NC,あるいはLCがボランティア活動などを通して直接環境問題に取り組む方法で、後者は国内の法規制や環境対策について調べ、それを論文にまとめ提出する方法である。

今回のAFでは、Table Discussionが行われている最中(3・4日)に各国のEP担当者が集まり、1年間を通してどのような活動、あるいは研究を行ったか互いに発表しあった。そして、予定では6日のGeneral Assemblyが行われた後、各国のEPの短い発表が行われるはずだったが、時間が押したため、それは省略された。

III. 決定事項・内容

各参加国のEPのテーマ設定は、以下の通りである。

中国：水質管理及び環境に関連する法規制について (Legal Review)

香港：ポリ袋の課税について (Legal Review)

インドネシア：森林伐採と植林について (Concrete Project)

日本：排出権取引制度について (Legal Review)

韓国：2007年の原油流失事件と重油除去ボランティア (Concrete Project)

マレーシア：浜辺の掃除とキャンペーン (Concrete Project)

フィリピン：森林伐採と植林について (Legal Review)

シンガポール：インドの環境に関連する法規制と今後の環境対策について (Legal Review)

通常、各NCは自国の環境問題について調べてくるはずだが、シンガポールでは特に目立った環境問題がなかったため、代わりにインドについて研究を行った。

タイ：環境に関連する法律と、太陽光発電について (Legal Review)

なお、今年は環境問題、というテーマ設定だが、来年は異なるテーマを掲げ、EPと同様のプロジェクトを行うことが決定された。

IV. 感想

EP が行われるのは今年が初めてだったため、各国の間で内容の理解についての齟齬が目立った。例えば、日本の EP は現在の排出権取引制度の問題点を指摘したうえで、それに代わる新たな制度を考えだし、それを論文の主旨としたが、Legal Review を行った他の国では、問題点を挙げただけにとどまったところがほとんどだった。そして、GA でも熱く議論されたが、なぜ EP と法学生の関連性を今後確立していかなければ、意味のあるプロジェクトを行うことができないと思った。

また、EP は AF の中で大きな部分を占めているにもかかわらず、時間の関係で全体に発表ができなかったのはとても残念だった。というのも、EP 担当者同士で話し合うことよりも参加者全体に EP について、そして各国が具体的にどのような問題を抱えているかを知ってもらったほうがこれからの活動につながり、各々の意識向上にも貢献できるはずだからだ。

しかし、EP のようなプロジェクトは他の NC の国で問題になっていることをよく知ることができるといい機会だと思うため、今後も続けられていくことの意義は大いにあると思う。



5. General Assembly

早稲田大学法学部 4年 大木龍

I. 日時・場所

日時：2008年8月6日

場所：Chaophya Park Hotel

II. 趣旨

General Assembly²は、会則によって定められた ALSA の総会であり、全加盟国に関わる重要事項について最終決定が下される場である。毎年一回、Asian Forum において定期的で開催され、そこでの決定は次期 ALSA の活動全体に拘束力を持つ。その主な内容は、ALSA の執行機関である International Board による報告、会則改正等の決議、次期 International Board の選出などである。



III. 内容

i. 今期 International Board 主要事業報告

1. ALSA Website

WEB サイトを www.alsa-intl.net に移転し、それと同時に、内部の情報共有を促進するため IONA (The International Online Network of ALSA) を併設した。

2. 会則改正案

今期 International Board が提出した会則改正案の要点は以下の通り。

- International Board External Affairs Coordinator の新設

ヨーロッパやオーストラリアの法学生協会との連携強化に伴い、ALSA 外部の法学生との連絡協議を担当する役職を新設。

- Asian Forum 主催国についての変更

International Board President を擁する国の支部が Asian Forum を主催する旨の規定を削除し、すべての国に主催の機会が与えられた。

- Secretariat 制度を会則へ明記

Secretariat 制度は、International Board の特定業務(WEB サイト管理・書類管理・口座管理)について、各国支部がこれを補佐する制度である。

3. Law Review

Law Review とは、統一されたトピックについて、各国の会員がそれぞれの法制度に基づ

² *Constitution, Article 4: GENERAL ASSEMBLY*

The decision of a General Assembly of the ALSA shall possess the highest authority in all matters affecting the ALSA as a whole. (Section 1. Authority)

いた論文を執筆し、それを冊子にまとめたものである。

Asian Forum 2007 の時点で未完成だった Law Review 2007 (テーマ: Copyright)は、各国支部の協力を得て編集・印刷を行い、冊子が完成した。Law Review 2008 (テーマ: Child Abuse)は、General Assembly にて冊子が配布された。

4. Environmental Project

Environmental Project は、法学生の社会的責任について自覚を促し、実際の行動をもって社会に働きかけることを目的とした、全加盟国の参加によるプロジェクトである。環境問題をテーマに、各国支部が "Legal Review" "Concrete Project"を達成し、その成果が今回の Asian Forum にて発表された。

5. 財務報告

今期は各種事業推進のため支出が増大し、財政は大幅な赤字となった。

6. スポンサー獲得のための活動

International Board Public Relation Coordinator が国際レベルのスポンサー獲得活動に専念するための体制が整えられた。

また、広報資料として ALSA Profile Book が完成し、配布された。

7. オーストラリア法学生協会との協調

オーストラリア法学生協会の重要企画である AU Conference に招待を受け、6名の ALSA 会員が参加した。

ii. 議決事項

1. Memorandum of Understanding 締結

ALSA とオーストラリア法学生協会が友好的な関係を深めていくことを目的とする、両団体間の Memorandum of Understanding 締結の是非が問われた。投票の結果、全会一致で可決され、両代表者の署名をもって発効した。

2. 会則改正

上述の会則改正案について投票を行った結果、全会一致で可決され、International Board 及び各国支部代表者の署名をもって発効した。

3. 次期・次々期国際企画の主催国決定

Asian Forum 2009 主催国にはフィリピンが、Asian Conference 2010 主催国にはインドネシアが立候補し、投票の結果それぞれ承認された。

iii. 次期 International Board 選挙

各立候補者の演説・質疑応答の後に投票が行われた。

結果 President, Chris (タイ)

Vice President, Amy (韓国)

Secretary General, Kiyō (タイ)

Treasurer, Gian (フィリピン)

Academic Activity Coordinator, Anisa (インドネシア)

Public Relation Coordinator, Kirsten (シンガポール)

External Affairs Coordinator, Adilla (マレーシア)

IV. 感想

今回の General Assembly は、例年以上に重要な決定が幾つもなされたように思います。これらの決定は、今後の ALSA の発展、とりわけ法学生ネットワークの世界的な拡張に、大きく寄与することでしょう。

こうした節目の時に、当事者として関わることができたのは、非常に光栄なことでした。



6. Press Conference

中央大学法学部 2 年 高橋慶成

V. 日時・場所

日時 8 月 6 日 17:30 ~ 18:30

場所 Chaophya Park Hotel 2 階



VI. 趣旨

2007 年の Asian Conference で始められた Environmental Program は、世界中で環境問題に関する議論が活発にされており、世界の新たな脅威とされていることから、メディアを招待することによって、ALSA 内だけではなく、広く社会に向けて発信されなければならない。また、Asian Forum 2008 へ協賛を頂いたスポンサーに対しての見返りとして、ALSA の公式ホームページに広告を載せるだけでなく、この Press Conference のときにも広告を掲げることになっている。

VII. 決定事項・内容

内容としては、各国の Environmental Project の成果を要約して 3 分前後で発表するものが中心であった。香港は「ビニール袋規制」、日本は「国内排出枠取引制度」、韓国は「石油による海洋汚染」、タイは「太陽光発電」、マレーシアは「水質汚濁」、インドネシアは「森林伐採」、フィリピンは「植林」、シンガポールは「CDM によるプロジェクト」というテーマで発表を行なった。また、導入として International Board の方から、成り立ち、変遷などの ALSA の紹介や、Asian Forum 2008 の趣旨などの説明があった。

最後にすべての発表が終わると、招待したメディアや見学者などから、ALSA に関する質問や各国の Environmental Project の内容に関する質問があがった。

VIII. 感想

ALSA Japan の Environmental Project の担当者としてこの Press Conference に参加させてもらった。そして、多くの人たちの前、しかもほとんどが外国の方々の前で、英語を用いてプレゼンテーションをすることが初めてだったので、少し緊張はしたがとても良い経験になった。また、メディアからの招待者は ALSA に関する質問が出たり、見学者からも高度な質問があったりした。しかし、Environmental Project の統括者から、事前に Press Conference では何をするのか、Environmental Project の担当者として何を準備すべきかなどの知らせがなく、プレゼンのときに Power Point も使えない等の状況の説明も不足していたところは否めなかった。まだまだ改善の余地はあるが、ALSA の社会に向けての発信という面では良い企画であったように思う。

． 学術プログラム

1. Table Discussion Commission 1: Factory Control

東京大学文学部 4 年 鶴田裕介

I. テーマ・趣旨

テーマ：Factory Control

趣旨：経済のグローバル化の進展に伴い、対外直接投資が増加し工場の海外進出が進む反面、“Race to the bottom”という言葉に表現される、工場誘致のための環境規制引き下げが問題となっている。ALSA加盟各国の状況はどうなっているか、また環境を守っていくためにどのような法が必要とされているのかを話し合った。

II. 分科会参加者

【責任者】Juthakeart Montapaneewat

【日本側参加者】鶴田裕介、蔀智恵子

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

このセッションでは、各国毎に用意してきたパワーポイントによるプレゼンテーションとそれに対する質疑応答に終始した。質問としては、発表内容に関する軽い質問が出た程度である。

【Table Discussion 2】

一口に工場による環境破壊と言っても各国ごとに状況は異なり、どの問題を扱うのかを話し合った。一国に留まらない国際的な枠組みを必要とする問題として、工場による河川や海に対する水質汚染、大気汚染、さらには今年のサミットでも主要議題となった二酸化炭素排出規制など様々な案が出た。しかし、あえて個別の問題に対応するのではなく、テーマ趣旨にも照らし合わせて広く工場による汚染を対象とすることでまとまった。

【Table Discussion 3】

国際的な枠組みとして、どのような制度を設けるべきかを議論し、結果、国際条約のみならず、環境破壊を規制する委員会を設立することで合意した。具体的には、国際連合をモデルとし、3カ国の常任理事国と2カ国の非常任理事国を設け、各国に汚染の規模に応じた監督員を配置した事務所を設け、条約に違反はないかを調査し、違反国には制裁を課すというものである。

IV. 各国の状況

日本 高度成長期に深刻な公害を経験した日本は現在では工場による大きな環境破壊はみられず、また海外における環境破壊の研究もみられない。

タイ つい最近でも主要河川であるチャオプラヤ川で魚の大量死が発生するなど環境破壊は深刻であり、さらなる規制の強化が必要である。

マレーシア 被害は深刻であるが、現首相が環境破壊におおいに関心を寄せており、規制強化を図っている。

シンガポール 国土が狭いために工場も少なく、自国によるものよりも他国からの汚染が深刻である。

インドネシア 規制が弱いために数年前にも米国企業による水俣病が発生し、さらに他国への汚染被害が深刻である。

韓国 投資関連に多く発表時間を割き、あまり国内での環境破壊についての情報はなかったものの、京都議定書などの国際条約の必要性を訴えていた。

フィリピン 直前に参加者のキャンセルが相次ぎ、発表者も他のテーブルから急遽移動になったようで準備が間に合わなかったらしく、具体的な環境問題には触れられず、フィリピンの環境規制の歴史を発表した。

中国 世界の工場である中国は外資工場誘致のため規制が緩く、アジア最大の汚染国であり、抱える問題はやはり多岐にわたり深刻である。今回は割り箸と森林伐採を具体例としてあげていた。

香港 地域内の汚染もさることながら、中国の一部であるため、その汚染に強くさらされている。また、今発表では教育などによる環境意識の喚起と経済発展とのバランスについて焦点をあてていた。

V. 総括・結論

興味深いテーマではあったが、趣旨が少し曖昧であり問題が広すぎたために焦点が見えづらく、各参加国で発表内容にずれが見られたものの、議論は盛り上がり、自由に発言できる雰囲気を保ちつつ、限られた時間の中で単に国際条約に留まらずに組織の構想にまで発展させられたことには驚きを感じたし、有意義な議論であったと言える。また、それぞれが国内に深刻な問題を抱えつつも、地球規模の環境問題についても深い関心を寄せていることが分かった。

VI. 参加者感想

また、自分の意見にのみ拘泥せず互いが互いの意見を真摯に聞く姿勢を持って議論が動いていったが、これは各自がALSAという組織、そして自己の立場というものを十分に自覚し、代表者としての自覚を持っていたことを感じさせるものであった。しかしながら方針とは言え、アイスブレイクと自国の発表を終えた後はコーディネーターが、運営を参加者に任せきりにしてアドバイザーに徹してしまうという姿勢はどうかと思う。方針に理解はできるものの、少ない時間や漠然としたテーマである以上もう少し流れをつくるべきであつたらう。

Commission 2: Natural Resource Management

早稲田大学法学部 1年 武内万里子

I. テーマ・趣旨

テーマ：Right in natural resource

趣旨：天然資源の使用権はその権利者が社会全体の構成員であるという新しい形の権利である。現状ではこの権利は譲与や独占といった形で国の手に渡り、自然環境を危険にさらす可能性もある。当該テーブルにおいては、天然資源管理に関する参加者各国の政策を共有し、何をもってこの権利を与えるべきなのか、またどのようにこれらの天然資源は管理されるべきなのかを考察する。そして、天然資源の管理に関する条文を作ることを目標とする。

II. 分科会参加者

【責任者】 Tir(Bell) Narongkit(A)

Suthida(Pat) Sirawan(Air)

【日本側参加者】 高橋郁、武内万里子



III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

天然資源に関する各国のプレゼンテーションを行った。内容としては、自国における問題点、関連する法律・規制、政府の方針、重要な解決策を盛り込んだものとなった。

【Table Discussion 2】

前半はマレーシアのグリーンコートの適用について、人々の意識の改変は人権侵害に当たるとどうか、天然資源の使用権に付随する義務についてが争点となった。後半は条文の作成に入った。当該権利を有するのは国か国民かということについて、資源利用許可の制度について、権利の具体的な内容について取り決めた。

【Table Discussion 3】

天然資源を利用する権利の付随義務として、補償金や第三者に対する制限について、また地域協力のための技能・知識の共有の促進についてのことが条文に盛り込まれた。さらに、紛争処理の手段や、例外規定も定められ、全13条からなる協定が完成した。

IV. 各国の状況

タイ 概して天然資源の管理は地域社会に基づいて運営されており、問題点としては、管理をしていく上での方針や法的な枠組みが不十分であり、またそれを支えるだけの資金も不足している。

マレーシア 天然資源は減少傾向にあり、資源の豊富な熱帯雨林地方の管理に関心が高ま

っている。また法律は経済発展のさなかに作られたものであるため、これからの環境を考えた法が必要である。

シンガポール 水資源がもっとも重要視されている。国の対策としては、貯水槽の充実、マレーシアとの協定、水の再利用など、技術の面で補っている。

インドネシア 天然資源は、単なる経済発展のための手段として見られることが多く、持続可能性や資源保護の考え方は薄い。まずは地域社会、企業、政府の間の軋轢をなくすことが先決であると述べた。

韓国 石油等のエネルギー資源が十分でないため、太陽光・水力発電などの代替エネルギーの開発や、資源輸入先の多様化等の必要に迫られている。

中国 天然資源の価値の認識が薄いため、使用权について明示された明確な法が定められていない。また規制についても様々な部署が定めており、その適用に混乱が生じている。

香港 石油をはじめとする資源を輸入に頼っているため、資源の保存と汚染に関する規制が問題となっている。国を超えた協力体制、持続可能な開発という提案がなされた。

フィリピン 政府による緑化計画、司法による権利保護、その他 NGO との協力などの提案がなされた。

日本 問題点として魚資源の減少、林業の後継者不足、地盤沈下、エネルギー資源の自給率の低さなどがある。解決策として包括的な管理体制、経済支援、統計の正確化などがある。

V. 総括・結論

天然資源の享受について個人は環境への影響を測った上で政府からの承認により、管理権を得ること、その権利には他人や環境を害しないよう努めるという社会的義務が付随しているということや、天然資源の搾取により環境を害した場合には罰金を徴収し代替資源の開発に利用するということが決まった。また政府に関しては、手続きの透明性・情報開示が求められるほか、正当な理由なしの権利剥奪の禁止、教育運動の促進などが決められた。その他国の緊急事態の際には直ちに他国に通知すること、紛争解決手段として第三国による仲裁などが設けられた。

VI. 参加者感想

はじめに、各国参加者のレベルの高さに驚きがあった。私は知識面でも英語技能面でも至らない点が多く、思うように意見が言えず悔しい思いをした。ディスカッションでは、やはり様々な国が集っているだけあって新鮮な意見を沢山聞くことができた。そして共有した意見を協定という目に見えるものに集結することで、最後には達成感を得ることができた。

Commission 3: Fishery Control

中央大学法学部 1 年 小野由梨香

I. テーマ・趣旨

テーマ：Fishery Control

趣旨：多くの ALSA の国々が豊かな太平洋に面しており、その経済を漁業に頼っていることは言うまでも無いことであるが、水産資源は限られていることも考えなければならない。だが今日では世界中で水産物消費者のニーズに応えるために資源保護を省みることなく多くの水産資源を利用している。当該テーブルでは資源保護の必要性を考察し、各国の漁業資源を保護する仕組みを法律的な面から話し合った。

II. 分科会参加者

【責任者】Ratima Chaisurote (タイ)

【日本側参加者】樂嘉怡、小野由梨香

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

各国の漁業資源管理に関する現状や問題点に関するプレゼンテーションを行った。

【Table Discussion 2】

各国に共通する問題点をあげ、その解決策について話し合った。

【Table Discussion 3】

問題点を大きく三つに分け、それぞれ小グループに分かれて話し合い、解決するための提言をまとめた。

IV. 各国の状況

タイ タイでは海産物は人々の生活に必要なものであり需要も高い。だが乱獲や水質汚染などにより水産資源が減少しているため、資源と環境の回復や調査の促進が必要である。

シンガポール シンガポールは小さな国であるため元々自然資源が少なく、水産物をほとんど輸入に頼っている。

インドネシア 近年海運業や漁業を扱う裁判所をつくるなど違法漁業を取り締まるための政策が行われているがうまく機能していないという問題がある。

韓国 韓国では温暖化や乱獲によりとれる魚の種類の変化や資源の急激な減少がおきた。そのためこの問題を解決するための法律や制度が設けられている。

香港 水産資源の減少、海洋生物の保護不足、トロール漁業による過剰な漁獲が問題として挙げられた。さらなる法整備や漁師の関心を高め、持続可能な漁業を実現することが課題である。

中国 中国では違法漁業や乱獲、水質汚染、そしてそれらを取り締まる機関があまりに少

ないことが問題となっている。それらを改善するための法整備が行われつつあるが、まだ十分ではなく時間が必要である。

日本 漁業に関する法律の整備が進んでいたため、漁師の高齢化と後継者不足といった資源とはまた別な問題を取り挙げた。そのあと水産資源を保護する制度である TAC や TAE を紹介しその利点や問題点を発表した。

V. 総括・結論

各国の問題を確認し、それらの解決ができるように違法漁業、乱獲、漁具といった三つの異なる方面から水産資源保護のための詳しい基準や法律を定めた。たとえば違法な漁業を防ぐために漁船登録制度を設けることや、水産資源の保護と回復を図るために漁獲量の上限と漁にでる日数の制限を決めるといった具体案が盛り込まれた。

VI. 参加者感想

AF 前は準備不足でトピックについての知識や事前調査が十分ではなく正直不安でいっぱいでした。でも実際は先輩のサポートのおかげもあり有意義な時間を過ごすことができました。日本を客観的にみて今まで気がつかなかった良いところや悪いところを発見できたことや、各国の代表者が問題解決のために積極的に意見を言うのを聞くことができたのはとてもいい刺激になりました。ただ議論のスピードについていくのがやっとで自分で意見を発言できなかったことや、ところどころ話が理解できなかったことが悔しかったです。今回の経験をこれからの日本での生活にも生かし、自分の英語力を改善し、次はもっと充実した議論ができるように努力していきたいです。

Commission 4: Marine Pollution

中央大学法学部 2 年 張思遠

I. テーマ・趣旨

海洋汚染には様々な原因があるが、海の生態系に莫大な影響を与えているということは事実である。海洋汚染は、海の生物や植物だけではなくその他の生命体全体にダメージを与えうる。しかし、現在ある海洋汚染抑制に関する法律は現状に即していない論点のずれたものである。そこで、このコミッションでは、各国代表者がそれぞれの国や全体的に見られる多様性を把握し、私たちの太平洋を守る方法を見つける。

II. 分科会参加者

【責任者】 Siregran Sakulampaiboon (Thailand)

【日本側参加者】 古橋卓也、張思遠

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

海洋汚染に関する各国の状況、問題点、対策等をプレゼンしあった。

【Table Discussion 2】

少人数のグループに分かれて、ディスカッションを行った。

【Table Discussion 3】

グループごとにプレゼンを行い、Comission4 Marine Pollution としての総括を行った。

IV. 各国の状況

タイ 家庭・農工業・観光業など陸地から出る廃棄物と、沿岸での石油やガスの採掘活動・海運・重油流失事故・網漁など海から出る廃棄物が、死んだ海の生物の胃から多数見つかったり、海岸だけではなく湖にまで漂着したりしている。それらに対して、条約や国際的な協力、国内法、国内法の修正、各セクター間での協力をもって対応に努めている。

マレーシア 大まかに陸地から出るものと海から出るものに分けられる海のゴミは海の生態系だけではなく現地のカメや鳥などの野生動物にも影響を与えている。それに対し、罰金や投獄の罰則を定めた法律を制定したり多くの国際条約を批准したりしているが、その施行は不十分であり、市民の関心も低い。

シンガポール 2007 年の国際海岸清掃デーでは 235 頭の動物がプラスチックを始めとするゴミを誤飲するなどして死に至る可能性もある被害にあっているのが確認された。清掃するのに年間 6000 万円かかり、観光業に対する損失が 10 億円に上るという試算も出ている。罰金や投獄など厳罰を定めた法律を制定しているが、市民の関心や、水路にゴミを選別す

る格子を設けるなどさらなる対策が求められている。

韓国 海のゴミの量は 1990 年に比べて 10 倍以上になった。海岸に漂着したゴミの中でもっとも多いのはタバコの吸殻である。それに対し、条約を批准したり国内法を制定したりしてきたが実際的な対策には及ばず、ゴミの量は年々増え続けているため、政府による実際的な対策や市民の関心の高まりが求められている。

中国 その領土の大きさから海岸線も長い分その分海岸に漂着している廃棄物の量も多く、2007 年現在の状況では、海上・海岸・海底のゴミが問題となっている。これに対し、国内法を整備し、地域的にも規定を作り、国際条約にも批准している。その他、学生や市民ボランティアによる清掃活動も活発に行われている。

香港 人口密度が高いので海洋汚染は他国よりも不可避の問題であり、海洋汚染に関する衝撃的な CM が放映されるなど国民の関心を集めている。海洋汚染の主な原因は家庭・産業から出るゴミや海洋投棄による廃棄物である。それに対し、法律を制定し罰則を強化するなど積極的に対策がとられている。

V. 総括・結論

海洋汚染は各国で大きな問題になっており、それに対して条約が締結されていたり国内法が整備されていたりしてもその効果は低く、市民レベルでの関心も低いという現状であった。実際、海洋汚染は海洋という特徴から各国が協力して取り組まなければならない問題であるため、今後締結される条約でも国境を越えた規制をいかに作るかが課題になり、国内法でも実際的な規制が必要となるという結論に至った。

VI. 参加者感想

AF の学術テーブルという場は、海外企画初めての私にとってとても刺激的な場であった。なぜならば、各国の法学生が同じ問題を抱え、その問題に関する自分の国の状況をリサーチ、そしてその成果物をプレゼンしてもらうことで、各国の状態を知ることができるからだ。今回私は自分の意見を述べることはできたのだが、積極的な議論には参加できなかったと感じている。次回、積極的な議論に参加するために、今後とも、論理力、英語力の強化に励みたい。(古橋)

Commission 5: Wildlife Protection

早稲田大学法学部 1 年 彌永彩果

I. テーマ・趣旨

国際貿易や商業システムにより、野生生物の数が著しく減ってきている。このテーブルでは、各国の野生生物における問題を取り上げ、全ての国に有効な解決策、特に法制度について話し合った。

II. 分科会参加者

【責任者】 Jinjutha Techakumphu

【日本側参加者】 下郡けい 彌永彩果

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

各国の野生生物の現状と対策、その問題点に関するプレゼンテーションを行った。

【Table Discussion 2】

前半は 4, 5 人のグループでのディスカッション。プレゼンの内容をもう一度確認し、問題点を出し合った。さらに、それぞれの解決策について話し合った。具体的には、意識を教育によって変えること、野生生物を殺さない生きていけない人に他の職を政府が与えること、開発領域に制限を設けることなどである。その後、各小グループのまとめ役が前に出て、話し合ったことについて発表を行った。周りのメンバーも質問をすることで話し合いに加わった。

【Table Discussion 3】

全ての意見をまとめて、小グループに分かれて Hello Panda 協定を作り上げた。内容は、野生生物の定義・この協定の目的・関係国の義務や責任・地域協力・例外などである。

IV. 各国の状況

インドネシア インドネシアは生物種が多い国であるとともに、絶滅危惧種も多い国だが、特に不法貿易が絶滅の要因だとした。

韓国 近年の絶滅の原因は向こう見ずな開発や外来種問題 (ex. Bullfrog) にあるとした。外来種に関する法を作ることが重要だとした。

香港 マリンパークという、自然の保護と娯楽の両立を目指した国立公園の写真が綺麗で印象的だった。それでも不法貿易はあり、より厳しい策が必要とのことだった。

マレーシア 毎年森林が減少し、生息地の破壊が進んでいることをデータで示してくれた。さらに、両生類・鳥類など細かく分類して絶滅危惧の割合を紹介してくれた。

日本 今ある法制度を示し、その問題点を挙げると共に、それをカバーする法律 (生物多様性条約) ができたことを紹介した。また、象牙取引を例に挙げながら、解決策を教育・

市民参加に求めた。

シンガポール 土地の狭い国であるがゆえに、経済を優先させることがやむをえないこと、そのため保護が不十分であるとした。解決策に、木を切った場所にまた木を植えることなどを挙げた。

タイ 問題は、密漁や化学物質の利用、知識不足による行動にあるとした。1992年の野生生物保護行動を紹介し、強制法や教育などの解決策を挙げた。

中国 野生生物保護法はあるものの効果がないことや、人口の多さによる環境への圧力、絶滅危惧種などを紹介した。オークションで野生生物ハンティングの免許が取れるという話は印象的だった。

フィリピン フィリピンの絶滅危惧種（鷲・イルカ・ジュゴン）を紹介した。クジラザメを政府が絶滅危惧種と認定したことによって、エコツアーリズムが推進されているという。

V. 総括・結論

野生生物保護に反する行為に対する厳しい罰則を設け、教育をもって野生生物保護意識を確立していくこと、開発時には条件を満たすこと、独立した第三者機関（ex.NGO）の情報を元により効果的な法を作ることが必要だとした。国の責任と義務を考え、協定によって世界が結ばれるべきだとして、Hello Panda 協定を作るにいたった。

VI. 参加者感想

プレゼンにおいては、もう少し時間があればより良いものを提供できたと思いました。日本人らしくもっと凝って発表したかったです。自分の英語力不足でうまくいかなかったことが悔しいです。ディスカッションはやはり英語のできる人が中心に行くことになったので、日本のレベルを皆に十分に伝えることができなかつたことも残念でした。他国の方は日本の公害問題まで勉強していて、驚かされると同時に、とてもいい刺激になったと思います。

Commission 6: Forestry Issues

東京大学教養学部 2 年 金澤忠宙

I. テーマ・趣旨

東南アジアは世界の森林の 5% しか有しないにも拘わらず、違法伐採の横行から世界の森林縮小の 25% が東南アジアで起きている。この数字を導入として、違法伐採に立向かう正式な国際機構が無いという問題に対し、各国の法制度を知った後其を踏まえて分科会参加者自らどの様な国際機構を作るべきかを構想する。

II. 分科会参加者

【責任者】 Kiyoto Nilwong (Kyo), Pongpak Tuamchomtham (Kai), Pornrutai Chotvijit (Joy), Supatatararin Asavavallobh (Katoon)

【日本側参加者】 安食由布子、勘解由小路雄一、金澤忠宙

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

各国のプレゼンテーションと質疑（詳細は IV 参照）。傾向として多くの国が、法制はきちんとしているが法の運用や執行に問題があるという状況だった。

【Table Discussion 2】

前日のプレゼンテーションを受けて何を詰めるべきかを書き出して確認した後、森林の定義・規制・法の執行・国際協力を各々担当する 4 つの班に分かれて議論を行った。

定義班には金澤が参加し、保全対象 = 森林とは何かを論じた。「植物を中心とした生態系」という言葉が初めの方で出て以後其を軸に進んだ。生態系に人間が入るかについて、タイが人の触れていない天然林こそが本来の保護すべき森林だということ、日本からは人工林では人間が支える立派な生態系だと主張し、定義には天然林・人工林両方が含まれる事になった。定義に班一つを費やすのはやや不毛な感もあったが、天然林と人工の耕地に二分されるタイと人の手が入った里山を多く持つ日本の傾向が反映されていて興味深かった。

規制班には勘解由小路が参加し、「如何に森を使うか」「如何に森を守るか」に課題を分割して検討した。前者は計画的造林（造林計画を策定し、其の実施の為に住民組織を作る）・木材を余り使わない技術の開発向上・植林運動・森林保護の意識を高める教育充実の 4 つが目標として挙げられた。後者では伐採の上限を定める・国際協力の充実等の意見が出たが纏まらなかった。

法執行班では各国の国レベルから地域レベルに到る迄に Green Commission という独立の委員会を作り、関係者の利害調整と森林の有用性や法制等の情報共有を円滑に行う事で執行力を上げようという結論を出した。既存の組織を利用せずに全く新しい物を作るのはコストが非常に掛かると思うが、どのみち地域組織をしっかり作らねば法の執行はきち

んと出来ないだろう。

国際協力班には安食が参加し、Green Commission の決定遵守・Green Commission への積極参加・参加国間の協力が大事だということで、その手段として違反国への制裁や森林の世界遺産指定等が挙げられた。

【Table Discussion 3】

Academic staffs 側が午前の内容を元に Table Rotation に提示する条約案の目次を作り、其に則って条文を作成した。初めの内一言一句を全体で討議しながら書いていたが余りに時間が掛かり過ぎた為後半は司会を務めていたフィリピンの Jong が書いた物を叩き台に纏めた。条文の細部は少人数で作成した方が各条の整合性がとれて効率的だが、時間があれば目次を academic staff に任せず参加者の間で作りたかった。

IV. 各国の状況

日本 日本は国内森林行政と木材輸入の現状を報告した。双方共長年環境保護の視点が欠け、国内では重工業優先の政策により林業が衰えて森林が荒れ、海外では無計画な伐採・丸太輸入により森林を荒廃させてきた。国内法は近年森林林業基本法の制定で軌道修正が図られているが、トップダウンの運用の為現地の実情に合わなかったりもする。木材輸入についてはグリーン購入法で曖昧に規定されただけで、森林認証等民間の取組が先行している。

韓国 工業化の為無計画な伐採が進行しているが政府は之を制する姿勢を取っていない為、森林保護の姿勢や法制度を導入する所から始める必要がある。森林火災が頻発しているの
で放火への罰則を強化すべき。

タイ 森林法等関連法制は整っているが、運用が住民の森林利用の実情に即しておらず、住民に情報を与えて協力していく姿勢も無い為、法律の実効性がなく耕地拡大の為の違法伐採が多発している。住民参加と罰則強化が必要。

シンガポール 都市国家なので商業伐採が存在しない。その上公園都市の理念に基づいて国立公園管理局法で森林保護の機構が、公園及び樹木法で保護の方法が規定され、実効性も厳格な法運用により問題ない。ただ規模が小さいというシンガポールの特殊事情による所が大きく余り他国の参考にならない。

インドネシア 耕地への転換・森林火災・鉱山開発・違法伐採により森林が減少している。これに対し幾つかの国内法や国際組織が存在するがインドネシアの人的資源が薄い為実行が難しい。

フィリピン フィリピンの森林面積は 20 世紀の間に国土の 70% から 18% に激減しており、世界最悪の森林破壊といわれている。政府はいくつものプログラムやプロジェクトを立上げてきたが腐敗が主な要因で失敗している。この森林破壊が日本の木材需要による物だという話をした所、フィリピン側も独立当初で収入を必要としていたからという答えを得て木材輸入側の日本だけでなく輸出側にもそれなりの責任があったのかと得心した。

V. 総括・結論

条約案では Green Commission の設立が主な内容になった。各国の Green Commission は森林関連の法の執行を担当し、森林に関わる紛争で準司法機関として機能する権限が与えられる。各国の代表からなる国際規模の Green Commission も設けられ、森林に関わる国際紛争を調停する。

各国は Green Commission の決定に従わねばならない、他の参加国と協力せねばならない、等となっているが、各国を拘束する物はこの条文だけであり、如何にして之を実際に守らせるかという所には踏込めなかった。各当事者の一般的責務の条でも、個人は森林保護に意識を持ち自ら参加する事とされる等、理念的な面が大きかった。

VI. 参加者感想

英語力をもっと身につけないといけないという反省と、アジア全体が手を取り合って地球環境について話しあえたことがすごく良い機会だと思った。（安食）

各国の人と英語で discussion するというのは初めての経験だった。たどたどしい英語でも通じるよう、自分の言いたいことをよりクリアにして表現するのは、とても大変だったが楽しかった。また、様々なバックグラウンドを持った人の様々な考え方を聞き、議論することも新鮮だった。課題としては、自分の準備不足や、積極性の足りなさがあげられる。なにせよ、今回の経験はまたとない素晴らしい経験だった。（勘解由小路）

条約を一つ作るのが如何に大変な作業か身を以て体験した。色々な国の状況を知らねばならないし、条文の形式を整えるのにも時間が掛かる。本当はもっと時間を取って条約を守らせる環境をどうして作っていくかを議論したかったが、議論の場を引っ張っていくだけの話術は自分には無かったし、条文を、それもかなり抽象的な物を書くだけで時間一杯になってしまった。法の執行に問題があるという各国の報告を条約案に余り反映できなかった等、時間の制約の中で事前準備を十分に生かせなかったと感じたので、これからは自分の瞬発力を高めていきたい。（金澤）

Commission 7: City Pollution

中央大学法学部 1年 菅澤 美佳

I. テーマ・趣旨

テーマ：City Pollution

趣旨：各国の首都には高度な技術と教養ある市民がそろっているにもかかわらず、皮肉なことに国内で最大の公害・汚染都市の一つとしてあげられる。AF 出席国の各首都で見られる公害・汚染を比較・考察し、我々アジア法学部生の視点からそれら諸問題の解決策を探る。

II. 分科会参加者

【責任者】 Simi Srikureja (Thailand)

【日本側参加者】 宮崎保明 菅澤美佳

III. 議論の流れ

【Table Discussion 1】

各国の City Pollution の現状と問題点、それに対する法制度や行政の取組等に関するプレゼンテーションを行い、翌日のディスカッションでの議論の方向性について話し合った。

【Table Discussion 2】

昨日の各国プレゼンで挙げた多数の City Pollution のうち、その具体例を Air Pollution、Water Pollution、Land Pollution、Noise pollution の四つに絞り、少人数のグループで個々の Pollution に関してブレインストーミングを行った。

【Table Discussion 3】

4つの Pollution を総括し、Table Rotation での発表に向けて Commission 7 の結論をパワーポイントにまとめた。

IV. 各国の状況

マレーシア 主な公害として大気汚染、土壌汚染があげられる。特に土壌汚染を引き起こす要因となっている固形廃棄物への対策はしっかりしており、固形廃棄物を規制する法令を定めて原状回復を図っている。また廃棄物対策を専門に扱う行政機関の設置も予定されており、徹底した取り組みが行われている。

シンガポール 主な公害は大気汚染と騒音であり、両方の問題を引き起こす根本的な原因として自動車があげられる。車両数を減らすために規制を設けたり、公共交通機関の利用を促したりするなど、積極的な対策を行っている。また日本(東京)の自動車対策と共通する面も多々あった。

インドネシア 主な公害として大気汚染、土壌汚染、水質汚染、騒音があげられる。もともと農業国であったインドネシアでの急速な工業化が都市公害の深刻化に拍車をかけている。それぞれの公害に対して法整備はなされており、特に汚染を引き起こした企業に対する規制は厳しいものとなっている。

香港 主な公害として大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、光害があげられる。光害に関しては他国ではみられず、香港ならではの公害であった。最も深刻なのは大気汚染であり、その対策として様々な条例を定め、大気汚染を主に扱う行政機関を設置したりしているが、現状としては呼吸域粉塵が WHO の定める基準値よりも大幅に上回っているなど、まだまだ改善の余地が残されている。

V. 総括・結論

都市公害はそのほとんどが都市化や工業化によって引き起こされているため、問題となっている公害は多くの国で共通していた。都市公害を引き起こす最大の要因である企業の活動には法令による徹底した規制が必要であり、公害・汚染に対する知識・理解を普及させるために大衆に対する啓蒙活動も欠かすことはできない。また、都市部では絶えず発達し続けるのは仕方のないことであるが、環境保護を視野に入れた無理のない発展がされることが望ましい。

VI. 参加者感想

環境問題に関しては日本が最も顕著だと思っていたが、都市部においては他国でも状況とそれに対する対策は似ていた。それでも都市レベルの違いから互いの理解を獲得するのは難しく、しばしば迷走する議論に、様々な要因に左右されるという都市部の問題の複雑性が感じられた。（宮崎）

1 日目の各国プレゼンテーションにより問題となっている都市公害は意外にもあらゆる国々で共通していることがわかった。都市公害への対策が現状によく反映されていない国も見うけられたが、その改善策としてはやはり確固とした法制度、市民に対する啓蒙活動が最も重要であると考えた。（菅澤）



Table discussion

2. Table Rotation

東京大学教養学部 2年 金澤忠宙

I. 日時・場所

日時：8月6日

場所：Chaophya Park Hotel 大会議場

II. 趣旨

参加者が、AFの学術プログラムが扱う、自分の分科会以外のテーマについても知る事が出来る様、分科会間で情報共有と意見交換を行う。同時に分科会の成果を全体に発表する集大成の場でもあり、各分科会とも之を目標として自らのテーマについての国際条約案をとりまとめている。

III. 内容

各分科会の条約案が全参加者に配布され、各分科会のプレゼンテーションと其への質疑応答が行われた。其後最も優れた条約案はどれかの投票が行われ、1位に Marine Pollution が、2位に Wildlife Protection が、3位に Fishery Control が選ばれた。

IV. 感想

条約案の細部の解説に終始しているわかりにくいプレゼンテーションもあり、寸劇をしたりプラカードを出したりと派手なパフォーマンスを行った分科会が投票で上位に来たのは内容より演出が優れていたからだとも言えるし分かりやすい説明をしたからとも言えそうだ。しかし多くの条約案は練られており質の高さを感じた。



3. シンポジウム

東京大学教養学部 2 年 宮崎保明

I. 日時・場所

日時：2008 年 8 月 5 日 13:00 ~ 17:00

場所：Assumption University (Bangkok)

II. 趣旨

法律の専門家による講義を受けることによって、議論された話題に対する知識を得るばかりではなく、それに対する意識を高め、自身の意見を持つことを目的とする。

III. 内容

第一セッション

講演者：Boonklum Peangpanor

所属：White & Case

講演テーマ：現代の投資における環境法の役割

要約：経済法と環境法の関連を軸として、現代の投資において環境法の持つ役割の大きさを説明した。投資を必要とする企業に化学工場、発電所、公共交通機関など環境に大きな影響を及ぼすものが多く存在するため、環境法による規制が欠かせず、規制の規模の大きさと内容によって地域、国家、国際のそれぞれの段階で異なる役割を持つ。またそうした規制、法律を制定する際に必要となる弁護士や政策立案者に課せられた役割は大きい。ただ投資に関しては弁護士・経営者・投資者・政府と様々な立場が存在するため、適切で十分な環境法を制定するだけでなく、それが効果的に実行される方法を模索しなければならない。

第二セッション

講演者：Mahesh Pradhan

所属：国連環境計画アジア太平洋地域事務所

講演テーマ：環境問題の現状と対策

要約：社会の発展によって人口、社会格差、不平等性が拡大しており、それを背景にして、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・生物多様性の破壊、の主要な 4 つの問題が生じている。このような問題に対する国際的な取り組みには、多国間環境協定(MEAs)や国際環境ガバナンス(IEG)がある。そのような国際的な状況に対してアジア地域に目を向けると、アジアは、世界の経済の 40%、人口の 60%、貧困者数の 70%を占めており、最も環境問題の影響を受ける地域でもある。そのため ASEAN のような組織の形成によって地域の協力体制を推進す

ることが欠かせない。また環境問題に対して個人ができることとして、交通機関の利用の改善、消費抑制などの生活スタイルの改善、環境問題について学び、その知識を共有していくというリーダーシップの発揮、そして信念をもってそれらに取り組むことを挙げていた。

IV. 感想

前半では経済との関連性から、後半では社会現象としての観点から環境についての説明を受けたが、環境問題はこれらを両軸として構成されていると思う。環境保護と経済成長は両立しないというパラドックスを考察するにあたり、投資に目を向けるというのは個人的には新鮮な考え方であったが、あらゆる社会活動が環境に影響を及ぼすことを意識して考えることができた。一方現象としては既に地球規模での汚染が進行していて、それに対する研究も相当程度進んでいるのに、結局個人ができることはエネルギーの消費を抑えること、知識をつけて問題意識を持つことくらいしかできないという現実に関心を感じた。環境問題の多面性を改めて感じて、その中で法律の持つ力は大きいけれども決して十分でないことを意識せざるを得ない。今後環境問題に対する法整備がどのように進むかはまだ予想がつかないけれども、少しでも環境と経済の両方を犠牲にせずに済む仕組みができてほしいと思う。



4. Legal Quiz

東京大学教養学部文科 類1年 山本大輔

I. 日時・場所

日時：8月4日 19:00～22:00

場所：Chaophya Park Hotel

II. 趣旨

夕食に続いて法律関係のクイズを行った。参加者をランダムに18のテーブルに分けて、法律知識を問い、テーブルごとに協力することで国籍を超えた親交を深める。

III. 内容

30ほどのリーガルクイズが出題される。テーブルごとに英語で答えを紙に記述して、制限時間後に一斉に答えを出す。各設問を正解するにつきもらえる点数が決まっており、テーブルごとの総得点を競う。上位のテーブルにはプレゼントが与えられる。選択肢から選ぶという問題はほとんどなく、記述で答えさせる問題がほとんどであった。

IV. 感想

今回のリーガルクイズでは、国際的に有名な出来事からの出題はほとんどなく、特に東南アジアのマレーシア、シンガポールの法律や条約など地域的に偏った問題が多かった。マレーシアの裁判官の名前など知識がなければまったく解けないという問題もあり、その国の参加者でなければ解けないものも多かった。その一方で、日本語では答えられる問題も、英語で記述しろと言われると戸惑うことがあった。せっかく答えがわかっているのに英語で何と言うかわかっていないと解けないというのは残念なことだと思った。今回のリーガルクイズを答えるためだけというわけではなく、英語で意見を発信していくことが重要になってくる現状では、特に国際的な出来事については英語で言えるように日常から意識しておくことが重要だと思った。しかし考えて解くような問題は多くなく、協力しにくかった。



5. Academic Visit

早稲田大学法学部 3年 佐久間貴子

I. 日時・見学先

日時：2008年8月5日

見学先：外務省

II. 趣旨

タイの外務省の建築的美しさを見せることもさることながら、ASEAN 憲章や現代の経済発展下における環境法の役割について、職員の方から直接講演を聴くことで、国際的な法についての理解をよりいっそう深めること。

III. 内容

外務省の建物を外部から見学した後、外務省内にあるグランドコンベンションホールにて二つのテーマについて講演を聴く。テーマは「ASEAN 憲章について」と「環境に対する ASEAN 内の協同」についてである。

前者は、ASEAN 発足当時はどのような団体であったのか、現在はどのような規模で何カ国加盟しているのかといった ASEAN の説明から始まり、次に現在 ASEAN が直面している問題とその問題に対して考えられる解決策が述べられる。それらを前提とした上で ASEAN 憲章とは何かの主眼に置かれた。この憲章は ASEAN にとって憲法と言うべきものであり、ASEAN に法的人格を与え、また ASEAN の法的・制度的な体制を整える役割を果たしている。この憲章がどの点で役に立ち、新しく、ASEAN がここからどんなコミュニティを築いていこうとしているのかについても触れられた。

後者は ASEAN 内でどのような環境的な問題や天然資源開発が繰り広げられたところから始まり、最終的には地域的な環境保護を考えるに到るまでを前提として、本来の ASEAN 内の環境に対する共同作業と今までなされてきた経緯が紹介された。今回の Asian Forum のテーマが環境問題であったため、アジアの ASEAN 加盟国の歩みの説明が詳しくなされた。

二つの講演が終了後は ALSA 会員から各国の代表者 1 人ずつを始めとして質疑応答がなされ、講演での内容、そこから派生した質問に対してそれぞれの考えとプレゼンターの皆さんの意見が交わされた。

IV. 感想

他国の外務省に訪れることは明確な違いを肌で感じる事が出来た。それは建築物の違いはもちろんのこと、日本と違って外務省に軍人が当たり前にいることを例としてあげられる。そこに留まらず、ASEAN に加盟していないアジアの国である日本と ASEAN との関係について、ASEAN に深く従事して実際に運営に関わる人たちから話を聞くことは、アジアの中の日本の立場について振り返るきっかけとなった。

6. Environmental Field Trip

中央大学法学部 1 年 安食由布子

I. 日時

日時：2008 年 8 月 7 日 11:00～

II. 見学先

Bang Pakong Power Plant

1980 年の作動で、14,180mw の装置された収容力による EGAT(ELECTRICITY GENERATING AUTHORITY OF THAILAND : タイ王国電力庁³) の最大の発電所。

III. 趣旨

最新の実際に導入されている発電所を見学すること。環境における法律の専門家のご講和をいただくこと。また、Bang pakong 川に沿って暮らしている人々の文化や国際公園のある歴史ある街を探索すること。

IV. 内容

最初に大きな講義室の様な部屋に通され、数枚の資料が配布された。初めのあいさつのもと、Power Point を使って説明を受けた。主に

- (1) EGAT の責務
- (2) 発電所における活動
- (3) New regulatory compliance

である。(1) については発電とタイ等への供給や、電気に関する啓発のような諸活動、また亜鉛 lignite の収入を含めた生産販売についてであった。(2) においては発電所の燃料の供給や質、安全性、健康面や環境におけることなどについてであった。(3) においては法規制の役割、原子力・CDM 等のエネルギー源など。

そのあとのプレゼンテーションでは発電所の環境・社会への責任についてであった。主に

- (4) EGAT がタイで占める地位について
- (5) 最近の環境法令
- (6) 発電所がしている取り組み

である。(4) において、タイの電力は 51% を EGAT が、40% を他社、7% を個人等零細発電が担い、2% が輸入。しかし電力小売や個人契約等への供給は全て発電元から EGAT を通して行われるというものであった。(5) においては 1992 年の政変の際にエネルギー産業法・国家環境法・工場法・健康法・エネルギー管理推進法が改訂された。2007 年憲法では

³ 1969 年設立、事業内容は発電所・送変電設備の建設・所有・運転及び売電。所有発電容量は約 15,000MW でタイ王国全体の発電容量の 50% 以上を占める。

共同体の権利が広く認められたらしく、以後の話でも共同体との協調が中心であるとのこと。(6)においては、周辺の共同体に代表部を置く、発電所・行政・住民による三者委員会、植林、環境学習室、川の水溫監視、地元の為の基金などであった。

V. 感想

感想としては日本の構図とさほど変わりはないように見受けられる。

発電所側は水溫・騒音等の監視施設の存在や住民の意見を聞いているという姿勢を強調したかったようだが、実際には現在裁判中のものもあるようだった。裁判になっているくらいなので、対策が完璧とはいえないが、かといって発電所側ばかりを考慮するわけにもいかないのが難しい問題だと感じた。また今回は環境法が問題となったが、何においても法律そのもより、法を守っていこう、守らせていこうという体勢を関係者がいかにとるかが影響を持つと感じた。



．交流・観光プログラム

1. Welcome Party

中央大学法学部 1 年 蒨智恵子

I. プログラム概要

日時：8月3日 19:00～22:00

会場：Chaophya Park Hotel 2階グランドボールルーム

- 趣旨：・各国の参加者と一緒に、食事をしながら自己紹介や名刺交換をすることで参加者とのネットワークをつくりあげるため。
・互いに打ち解けあい、これからの活動をよりよく行えるようにするため。

II. 内容

- (ア) Dress Code: The MASKuerade (Dress up and MASK yourself!!)
- (イ) 立食パーティー形式
- (ウ) 司会者の進行で“しあわせなら手をたたこう”をタイ語と英語で歌う
- (エ) 各国が準備してきたダンスの披露（日本はミッキーパラパラ）
- (オ) 各国の披露終了後、音楽に合わせてそれぞれが国に関係なく自由に踊る

III. 感想

ウェルカムパーティーは、それぞれの国に関係なくAFの参加者として一体になれた最初の機会だったと思う。それまでは他国からの参加者と少しよそよそしい感じだったが、このパーティーで一緒に写真を撮ったりダンスをしたりすることで、一気にお互いが身近になった。各国がダンスを披露しているときも、歓声をあげたり拍手をおくったりと全体を通してどの参加者もとても温かかったことが印象的だった。



各国のダンスは参加者全員で踊って盛り上げているところもあれば、ひとりで華麗なダンスを披露し観客を沸かせているところもあってとても面白かった。日本のダンスのときも手拍子をしてくれて、終わった後は「かわいかったよ」と声をかけてくれて嬉しかった。最後に皆でダンスを踊ったときは、会話はしなくても一緒に楽しさを共有しあえた気持ちになった。このパーティーで他国の参加者と知り合い打ち解け合えたことは、この後の活動に参加者全員がまとまって参加することができた大きな要因だったと思う。その日1日の疲れが吹き飛ばすような非常に楽しいひと時だった。

2. Cultural Night

早稲田大学法学部 1 年 勘解由小路雄一

I. プログラム概要

日時：8月6日 19:00~22:00

場所：ChaoPhaya Park Hotel Chaophya Ballroom

趣旨：参加国がそれぞれの国の文化を披露して、各国の代表が互いの理解と友情を築く。

概要：初めの言葉（タイの伝統の囃子詞）の後、タイの伝統衣装が披露された。続いて、中国、フィリピン、マレーシア、韓国、香港、インドネシア、日本、シンガポール、タイの順に各国の文化紹介を行った。最後に、全員参加でタイの伝統舞踊を踊った。

II. 内容

<中国> 最初に、中国の代表的な歌「北京歓迎睇」を全員合唱で披露してくれた。ただ歌うだけでなく、中国語の歌詞を英訳してプロジェクタに映し出してくれるなど、工夫も行き届いていた。続いて、見事なカンファーを披露した。ただカンファーを舞うだけでなく、ユーモアも効かせていて、とても楽しく見ることが出来た。

<フィリピン> フィリピンのいくつかの伝統舞踊をコラボして披露してくれた。その中には二本の竹でリズムを刻みダンサーがその竹をよけながら踊るティニクリングや炎の入ったコップを額などに載せて踊るピナワサンなど、有名な舞踊もあった。着ているものも意匠を凝らしたもので楽しめた。

<マレーシア> 歌にあわせてゆっくりとしたテンポの伝統舞踊を披露してくれた。全員が膝立ちをして、上半身で踊る舞踊で、参加者もその動きにあわせて踊る者もいて、全体で楽しめる仕様となっていた。

<韓国> 最初に、韓国の現代風のダンスを披露した。本来は女性だけのダンスだが男性も女装して参加し場を盛り上げた。続いてアカペラで韓国の代表的な歌「アリラン」を熱唱し、さらに、韓国民族衣装を身にまとって、扇子を使った舞踊も披露してくれた。内容の豊富な、見るものを飽きさせない演目だった。

<香港> MC が観客を巻き込んで、香港に関するクイズ大会などをおこなった。MC の語りがとてもうまい上に、各国の代表がなどに真剣に考え答えていて、とても良い具合に盛り上がった。

<インドネシア> インドネシアの有名な伝統舞踊を披露した。残念ながら、日本の出し物の準備のため、詳しく見ることは出来なかった。

<日本> 最初に中央大学が主体となって、時代劇でチャンバラを披露した。侍達の危機や、ヒーローの登場に会場は大きく盛り上がった。続いて東京大学による現代劇でゲゲゲの鬼太郎を披露し、最後に早稲田大学により盆踊りを行った。想定外の事態がいくつか起こるものの、全体的に好評だった。

<シンガポール> シンガポールの民族衣装などのファッションショーを行った。サロンケバヤなど有名な民族衣装と思われるものなどもあり、色鮮やかな衣装がとても凝っていて、見ていて楽しかった。

<タイ> 最初に、タイの民族衣装のファッションショーを行った。男性が女装をするなどの工夫があり、盛り上がりを見せた。続いて、観客を巻き込んで、タイの伝統遊技を披露した。リレーのような Wing Peow やハンカチ落としのようなゲームなどを、始めはタイの代表が、続いて周りを巻き込んで行い、大いに盛り上がった。

III. 参加者の感想

沢山の国の華やかな民族衣装や各国の文化紹介をみて、つくづく私はアジアという世界の広さと文化の多様さを知った。日本に閉じこもってはいは決して分からない、肌で感じる文化というものに接することが出来、本当にこの Cultural Night に参加できてよかったと思った。

また、この Cultural Night は、日本の文化を改めて知る機会をも与えてくれた。普段あまりきることのない浴衣を着てみたり、盆踊りを踊ったりなどすると、日本の文化というものを改めて体感することが出来た。その意味でも、Cultural Night での経験は有意義なものだった。



3. Cultural Trip

東京大学教養学部 2年 樂嘉怡

I. 概要

日時：8月8日

場所：Grand Palace and Wat phrakaew
Chulalongkorn University (Lunch)
Phra Tinangwimanmek
Anantashamakom Throne Hall

この観光プログラムでは、グランドパレス、ワットプラケオ王宮、チュラロンコン大学、ヴィマンメーク(Vimanmek)宮殿、アナンタ・サマコム戴冠ホールを訪ねた。

II. 内容

Grand Palace

グランドパレスはタイの一番有名な観光名所だと言われる。1782年に、首都がトンブリからバンコクに移る際、ラーマ1世によって建設された。全国各地よりすぐれた芸術家を集めて、様々なものを競わせたそう。このグランドパレスは歴代の王によって修復や増築が行われている。

王宮にはタイ式、中国風、西洋風などの様々な建物があり、権力と財力の象徴で、金や宝石が散りばめられている。「ヤック」と呼ばれる独特の造形を持つ守り神(鬼)や、古代伝説を描く色彩に富んでいる壁画もよく見られる。世界からいろいろな文化的・歴史的影響が窺えるだろう。

王宮への訪問は礼儀上の要求も厳しい。ミニスカート、半ズボン等をはいている観光者にズボンやロングスカートを貸し出すサービスもある。

Wat phrakaew

ワットプラケオ寺院はタイで最高の地位と格式を誇る仏教寺院である。中には多彩な建物以外に、高さ66cm、膝幅48cmのエメラルドグリーンに輝く翡翠で彫られたエメラルド仏も盛名をうたわれる。エメラルド仏は、タイ国の本尊仏として最も崇められ、たくさんの参拝者が来る一方で、タイの小学生も仏教という必修授業でよく見学しに来るそうである。夏季・雨季・冬季の年3回、国王が自らの手で衣替えがされるそう。

Chulalongkorn University

タイ国内における最高学府で、タイ王国の中では最も歴史のある大学である。現在、18の学部と多数の研究施設があり、キャンパスはバンコク市街に位置している。ALSA Thailandの沢山のメンバーはこの大学に属している。

Phra Tinangwimanmek

ヴィマンメーク宮殿は明治大正期のラーマ5世の別荘を博物館に治したものである。(現在のプピボン国王がチャクリー王朝のラーマ9世である)世界最大級のチーク木造建築で、

釘が一切使われていない。

この3層の建物の1階と2階の部分には応接室や官僚を集めて話をする部屋等が続く。王のご趣味に応じてピアノ部屋や狩猟部屋、天体望遠鏡が置かれている星を見るお部屋まである。ラーマ5世の使用した身の回り品や写真などのほかにも、中国、ヨーロッパ、日本などから集めた銀製品、ガラス製品、陶磁器、象牙などの美術・工芸品が展示されている。3階は王様のプライベート空間である。寝室や事務室、支度部屋や浴室などがある。タイでははじめてシャワーが導入されたのが、このラーマ5世の浴室なのだそう。

Anantashamakom Throne Hall

最後に訪ねた名所はこのアナンタサマコムパレスである。丸いドームを持つヨーロッパ調の大宮殿は1932年以降、国会議事堂として利用されたが、現在は博物館として一般公開されている。

内部には非常に壮大で華麗な内装があり、巨大な壁画、精美の刺繍画、黄金王座、黄金御座船（スパンナホン）の模型などの工芸品が沢山ある。人一倍よく工夫を凝らしているだろう。

女性はパンツで入場禁止、入り口に40パーツの布を購入し腰に巻かなければならない。金色が満ちる宮殿の中に、ピンク、紫、ブルーなどの綿製布を巻いている女性観光客の歩き姿も奇妙な風景であった。

III. 感想

一週間の滞在の最終日、アカデミックのミーティングから脱出し、様々な匂いと音がのせた蒸し暑い南国の空気の中にタイの美景に酔った一日。同じアジアに属しながら、東アジアと完全に違う風格を持つタイの名所に呆れた一日。歴史の深さ、文化の多様さ、人文環境の豊富さも再び感じた一日。このように違う文化や思想の間に生じた衝突と感銘はまさに国際交流プログラムの意味ではないか？



4. Farewell Party

早稲田大学社会科学部 2 年 古橋卓也

I. プログラム概要

日時：8月8日 20:00～24:00

会場：Paradam7

趣旨：AF最後の夜に参加者全員で最高の思い出を作ること。

II. 内容

<日本> 最初に、代表から日本の参加者のお世話をしてくれたケアテイカーの方々へのお礼、お土産を渡した。その後、「ドラえもん」の歌を熱唱。会場は大いに盛り上がった。

<韓国> 韓国ではやっている最近の歌を披露してくれた。ノリのよい曲で、どこかしら日本の J-pop に似ている印象を受けた。

<香港> ‘farmer’ と呼ばれるラップを披露してくれた。2人の女の子が歌を歌って、残りの参加者がダンスをしていた。2人のMCがとてもかわいらしく、観客も盛り上がっていた。

<シンガポール> ‘Face Down’、‘Home’、‘Hit Me Baby One More Time’ と呼ばれる3曲の歌を2人の参加者が披露してくれた。さまざまなジャンルの音楽でとても楽しかった。

<タイ> 全員で歌を披露した後、ダンスまでも披露してくれた。

<マレーシア> 全員が舞台上がって、歌を披露してくれた。どことなく陽気でありながら、なおかつ大人びた感じの歌を歌ってくれた。とても盛り上がった内容であった。

<インドネシア> ウェルカムパーティーでも流したダンス用の曲を流して、インドネシア参加者全員で踊っていた。ノリノリの曲であったので、多くの参加者が一緒にダンスをしていた。

<中国> 中国は会員への告知が遅れたため、パフォーマンスをしなかった。また、中国は北京オリンピックの関係で他の参加者よりも早く会場を後にした。

<フィリピン> 陽気な感じの歌を披露してくれた。会場のテンションも上がって、参加者は大いに楽しんでいた。

III. 感想

Farewell Party はとてもすばらしかった。というのは、各国の参加者が一同に集まって AF での最後の夜を熱く過ごしたからだ。ある者は各国の参加者との別れを惜しみ、ある者は自分が持ってきたお土産を渡し、ある者は参加者と次回の再会を約束していた。そんな Farewell Party はとてもすばらしい夜であった。今回、日本のパフォーマンスでは私の前回 AF の不十分な引き継ぎ、計画性の無さから日本の参加者には多大なる迷惑をかけてしまった。しかし、参加者には AF 最後の夜で各国の参加者と触れ合える、AF 特有の魅力を感じてもらえたと信じている。



. ALSA Japan 参加者一覧

ALSA 中央大学

- 1年：安食由布子、小野由梨香、薮智恵子、菅澤美佳
- 2年：高橋慶成、張思遠
- 3年：星子敬生

ALSA 東京大学

- 1年：伊藤実希、山本大輔
- 2年：金澤忠宙、宮崎保明、樂嘉怡
- 4年：鶴田裕介

ALSA 早稲田大学

- 1年：彌永彩果、勘解由小路雄一、武内万里子
- 2年：古橋卓也
- 3年：佐久間一樹、佐久間貴子、下郡けい、高橋郁
- 4年：大木龍



おつかれさまでした！

．編集後記

早稲田大学法学部 3 年 下郡けい

ALSA、アジア法学生協会という団体と私が出会ってから早 2 年が経ちました。はじめはこの団体の仕組み・企画内容等がよく分からず、戸惑うことも多かったと記憶しています。

みなさんにとって、この ALSA、ALSA Japan という団体はどのように写るのでしょうか。「地域的協調に基づく平和で公平な社会の実現」を理念に掲げ、「法学生の地域的、国際的信頼の醸成と協調の枠組みの構築」「法文化の多様性の認識と法の普遍性の探求」という目的を定めているこの ALSA Japan という団体をどのように捉えているのでしょうか。AF をはじめとする国際企画は ALSA を知るにとてもいい機会だと思います。ALSA はどのような団体なのか、どのように運営されているのか、他の団体と何が違うのか。国際企画に参加していない方々にとっても、本報告書が ALSA とはどのようなものなのかを感じ取る、ALSA の企画に興味をもつひとつの手段となれば幸いです。

また、本報告書の編集をするにあたり、多くの ALSA Japan 会員に国際企画に参加してほしいという思いを込めて作業にあたりました。海外の学生との交流は、様々な側面において非常に刺激的で有意義なものです。そして同時に、自分自身を振り返る絶好の機会であると思います。彼らと自分との間に大きな差がある、と交流を通して思う方もいるかもしれませんが、そこでただ愕然と立ち止まってしまうのではなく、現状の自分を見つめ、これからの自分について一歩踏み出して考えてみるのが大切ではないかと私は考えます。海外の学生との交流は、長いようで短い大学生活の中で自分自身と向き合うひとつのきっかけとなるのではないのでしょうか。そんな体験が出来る国際企画に多くの会員が積極的に参加して欲しいと思います。

最後になりましたが、AF2008 に参加された皆さん、試験期間中の事前準備から企画期間中、企画終了後に至るまでお疲れ様でした。皆さんのご協力の下無事この報告書が完成しましたことを心より感謝いたします。ありがとうございました。

そして最後まで本報告書をお読みくださった皆様、誠にありがとうございます。これからも ALSA、ALSA Japan をよろしく願いいたします。